

会計年度児童虐待対応支援員 募集要項

令和7年12月1日

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度児童虐待対応支援員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度 児童虐待対応支援員	若干名※	<p>区役所民生子ども課・支所区民福祉課にて、次の事務に従事していただきます。</p> <p>① 社会福祉事務所に対する児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握（児童の安全確認を含む） ② 児童虐待事案について、児童相談所等と情報交換を実施する等の関係機関との連携業務 ③ 社会福祉事務所が所管する児童虐待事案について、定期的な家庭訪問などの継続指導 ④ 児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ実施する必要な調査及び指導 ⑤ 前各号のほか、区長又は支所長が必要と認める業務</p>

※現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 受験資格

下記の（1）～（3）の要件を満たす方

（1）次のいずれか一つに該当する方

- ア 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用要件を満たす方
- イ 医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、教員、保育士又は児童指導員（児童福祉事業に2年以上従事した者等）
- ウ 大学や大学院等において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方
- エ 児童虐待対応業務を行うに必要な熱意と識見を持ち、所定の研修を受講する意欲があり、真に活動力のある方

（2）令和8年4月1日から勤務可能な方

（3）次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 応募期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月17日（水）まで【必着】

4 応募方法

下記5の応募書類を、下記11の「応募・問合先」へ簡易書留で郵送するか、直接持参してください。（応募期間内に下記11の「応募・問合先」に到着したもの有効とします。）

（1）郵送の場合は、子ども福祉課あて簡易書留で郵送してください。封筒の表に「児童虐待対応支援員応募」と朱書してください。

（2）持参の場合は、子ども福祉課（市役所本庁舎2階）までお持ち下さい。

受付時間 応募期間中の9時～17時（12時～13時、土・日曜日、祝日を除く。）

5 応募書類

（1）応募申込書（別紙）

※6か月以内に撮影し、裏面に氏名を記載した写真を貼付してください。

（2）小論文

テーマ「児童虐待対応における社会福祉事務所の役割と、児童虐待対応支援員として相談業務を行うにあたりあなたが大切だと思うこと」

※800字以上1000文字以下、A4縦長横書き、1行目に自筆で氏名を明記。小論文の作成について自筆・パソコン等は問いません。上記のテーマについてお書きください。

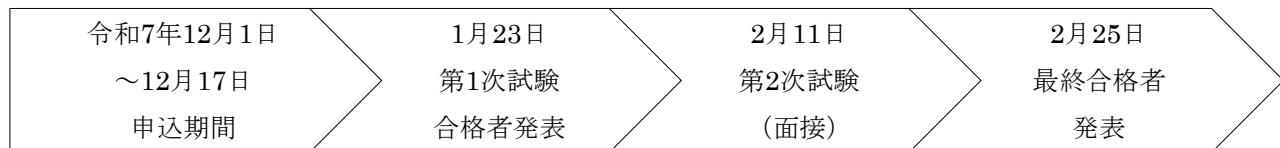
（3）返信用封筒（第1次試験の結果通知用）【サイズ：長形3号（120mm×235mm）】

（110円切手を貼り、受験申込者の氏名、返信先住所を記載したもの）

※応募書類に不備がある場合には受け付けません。

6 選考の日程等

（1）選考の流れ



（2）試験内容

試験	日程	試験内容	配点
第1次試験	令和7年12月17日（水）までに提出	申込時に提出いただく応募申込書による書類選考及び小論文による筆記試験を実施します。	100点
第2次試験	令和8年2月11日（水）	口述による個人面接試験（20分程度）を実施します。	300点

※各選考において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

（3）第2次試験の会場及び集合時間

（4）に記載の第1次試験結果通知にてお知らせします。

（4）各選考結果の通知

第1次試験結果は令和8年1月23日（金）に郵送にて通知します。令和8年1月27日（火）までに届かない場合は、子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課までご連絡下さい。

第2次試験結果については令和8年2月25日（水）（予定）に郵送にて通知するとともに、本市ウェブサイトに合格者の受験番号等を掲載します。

なお、電話等による合否に関するお問い合わせにはお答えできません。

7 最終合格から採用まで

(1) 最終合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、上位若干名を令和8年4月1日に採用予定です。(採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。) その他の合格者は、欠員の状況などに応じて逐次採用されますが、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿の有効期限は、最終合格者発表の日から令和9年3月31日までとなります。

(2) 任用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

※勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大4回まで)

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は採用されません。

8 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

開示内容	請求期間	開示方法
第1次試験 不合格者	各試験の結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の閉庁日まで) ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)を提示して口頭で申し出でください。
第2次試験 不合格者	・該当者の順位 ・得点 ・選考の合格点	

※開示請求は受験者本人による市役所(中区三の丸三丁目1-1)来庁が必要です。

また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。

※来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

9 勤務条件

報酬	・月額174,680円から222,401円(地域手当相当報酬を含む。)の範囲で、年齢に応じて、一定の基準により決定 ・他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当を支給 【報酬の例(月額)】		
	高校新卒	高校卒業後 6年	高校卒業後 12年(上限)
	174,680円	204,595円	222,401円
	※令和7年11月1日現在の支給額です。人事給与制度等の改正により増減する場合があります。		
勤務時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までのうちの1日6時間(1時間の休憩を除く)の週30時間		
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)		
休暇	年次休暇、忌引休暇、介護休暇等		
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり		

10 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

11 応募・問合先

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

受付時間 9 時～17 時

(12 時～13 時、土・日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。)

T E L 052-972-3979

F A X 052-972-4438